



## Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第35回 働き方改革関連法案要綱に基づく解説～企業が守るべきチェックポイント～ 講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 金丸 絢子 / 弁護士 山本 龍太郎

2017年9月15日、厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、「おおむね妥当」との答申を行いました。突然の衆議院の解散により、働き方改革関連法案の成立は、早くも今冬以降にずれ込む見通しとなりましたが、上記要綱によって法案の概要は既に示されており、改正内容の骨子は明らかになっています。

そこで、今回のセミナーでは、多岐の項目にわたる働き方改革関連の法改正のうち、①時間外労働の上限規制、②同一労働同一賃金(非正規雇用との不合理な待遇差を解消するための規定の整備)及び③高度プロフェッショナル制度を主に取り上げ、予定されている法改正の内容について解説を行い、各法改正において企業が遵守すべきポイントについてご説明します。

日 時：2017年10月26日(木) 17:00～18:30  
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F  
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>  
定 員：40名  
参 加 費：無料  
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺  
お申し込みはこちら：<http://www.westlawjapan.com/event/study/171026s.html>  
お問い合わせ先：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com)  
\*講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。



プログラム  
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)  
\*開催場所の都合により懇親会はございません。

\*本勉強会は、企業の法務部門・知財部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。  
また、各社2名様までとさせていただきます。  
\*申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

### 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 金丸 絢子(かなまる あやこ)

2002年慶應義塾大学法学部卒業、2006年弁護士登録。2013年 University of California, Berkeley 卒業、2013年8月～2014年8月 Drew & Napier LLC (シンガポール)勤務、2013年ニューヨーク州弁護士登録。主な取扱分野は、企業再編・M&A、人事労務、アジア新興国法務、個人情報保護、事業再生、一般企業法務。

弁護士 山本 龍太郎(やまもと りょうたろう)

2004年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2007年名古屋大学法科大学院修了。外資系法律事務所を経て、2015年より大江橋法律事務所勤務。外資系企業、ベンチャー企業を含む多数の企業に対する労務関連アドバイスの経験があり、2016年から慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師(ベンチャー関連法)及び東京外国語大学国際社会学部非常勤講師(ビジネス法)を務める。主な取扱い分野は、労務関連案件、国内・クロスボーダーM&A、ベンチャー支援。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com) 0120-100-482 (月～金 9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI257\_201709\_FD